

# 令和7年第4回中泊町議会 定例会会議録目次

第 1 号 (12月1日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
出席説明員	2
職務のため出席した事務局職員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定について	4
日程第4 報告第14号から日程第17 議案第77号まで	4
・報告第14号 専決処分した事項の報告 (損害賠償の額の決定について)	
・報告第15号 専決処分した事項の報告 (青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更について)	
・議案第66号 中泊町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	
・議案第67号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
・議案第68号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
・議案第69号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正について	
・議案第70号 中泊町職員の分限に関する条例の一部改正について	
・議案第71号 中泊町公告式条例の一部改正について	
・議案第72号 中泊町税条例等の一部改正について	
・議案第73号 令和7年度中泊町一般会計補正予算第6号について	
・議案第74号 令和7年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号について	

て

- ・議案第75号 令和7年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号について

て

- ・議案第76号 令和7年度中泊町水道事業特別会計補正予算第3号について
- ・議案第77号 つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更について

散会の宣告 ..... 7

第 2 号 (12月4日)

議事日程 ..... 9

出席議員 ..... 9

欠席議員 ..... 9

出席説明員 ..... 9

職務のため出席した事務局職員 ..... 10

開議の宣告 ..... 11

日程第1 一般質問 ..... 11

    3番 成田直人議員 ..... 11

    6番 荒関富雄議員 ..... 16

    1番 鈴木長一郎議員 ..... 22

    5番 塚本悦子議員 ..... 26

散会の宣告 ..... 29

第 3 号 (12月5日)

議事日程 ..... 31

出席議員 ..... 31

欠席議員 ..... 32

出席説明員 ..... 32

職務のため出席した事務局職員 ..... 32

開議の宣告 ..... 33

日程第1 議案第66号 ..... 33

・議案第66号 中泊町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	
日程第2 議案第67号から日程第4 議案第69号まで	34
・議案第67号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
・議案第68号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
・議案第69号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正について	
日程第5 議案第70号	38
・議案第70号 中泊町職員の分限に関する条例の一部改正について	
日程第6 議案第71号	39
・議案第71号 中泊町公告式条例の一部改正について	
日程第7 議案第72号	40
・議案第72号 中泊町税条例等の一部改正について	
日程第8 議案第73号	41
・議案第73号 令和7年度中泊町一般会計補正予算第6号について	
日程第9 議案第74号	47
・議案第74号 令和7年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号について	
日程第10 議案第75号	49
・議案第75号 令和7年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号について	
日程第11 議案第76号	51
・議案第76号 令和7年度中泊町水道事業特別会計補正予算第3号について	
日程第12 議案第77号	52
・議案第77号 つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更について	
日程第13 委員会付託	53
閉会の宣告	53
署名	55

## 第4回中泊町議会定例会

令和 7年12月 1日（月曜日）

### ○議事日程 第1号

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長提案理由の説明
- 4 報告第14号 専決処分した事項の報告  
(損害賠償の額の決定について)
- 5 報告第15号 専決処分した事項の報告  
(青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共  
団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合  
の規約の変更について)
- 6 議案第66号 中泊町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の制定について
- 7 議案第67号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部改正について
- 8 議案第68号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改  
正について
- 9 議案第69号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正につい  
て
- 10 議案第70号 中泊町職員の分限に関する条例の一部改正につい  
て
- 11 議案第71号 中泊町公告式条例の一部改正について
- 12 議案第72号 中泊町税条例等の一部改正について
- 13 議案第73号 令和7年度中泊町一般会計補正予算第6号につい  
て
- 14 議案第74号 令和7年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算  
第3号について
- 15 議案第75号 令和7年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算  
第3号について
- 16 議案第76号 令和7年度中泊町水道事業特別会計補正予算第3

号について

- 17 議案第77号 つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及び  
つがる西北五広域連合規約の変更について

○出席議員（11名）

- |     |    |     |   |     |    |    |   |
|-----|----|-----|---|-----|----|----|---|
| 1番  | 鈴木 | 長一郎 | 君 | 2番  | 田中 | 洋  | 君 |
| 3番  | 成田 | 直人  | 君 | 4番  | 秋元 | 隆  | 君 |
| 5番  | 塚本 | 悦子  | 君 | 6番  | 荒関 | 富雄 | 君 |
| 7番  | 秋田 | 博   | 君 | 8番  | 兵庫 | 桂蔵 | 君 |
| 10番 | 青山 | 雅晴  | 君 | 11番 | 沖崎 | 勲  | 君 |
| 12番 | 野上 | 憲幸  | 君 |     |    |    |   |

○欠席議員（2名）

- |    |    |    |   |     |    |   |   |
|----|----|----|---|-----|----|---|---|
| 9番 | 川山 | 光則 | 君 | 13番 | 長利 | 司 | 君 |
|----|----|----|---|-----|----|---|---|

○出席説明員

- |             |                            |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------------|----------------------------|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 町           | 長                          | 濱           | 館 | 豊 | 光 | 君 |   |   |   |   |   |   |
| 副<br>兼<br>事 | 町<br>総<br>務<br>課<br>取<br>扱 | 長<br>長<br>扱 | 三 | 上 | 晃 | 瑠 | 君 |   |   |   |   |   |
| 教           | 育                          | 長           | 鈴 | 木 | 信 | 也 | 君 |   |   |   |   |   |
| 代           | 表                          | 監           | 査 | 委 | 員 | 外 | 崎 | 良 | 造 | 君 |   |   |
| 財           | 政                          | 課           | 長 | 木 | 元 | 剛 | 君 |   |   |   |   |   |
| 総           | 合                          | 戦           | 略 | 課 | 長 | 越 | 野 | 進 | 一 | 君 |   |   |
| 町           | 民                          | 課           | 長 | 古 | 川 | 明 | 彦 | 君 |   |   |   |   |
| 福           | 祉                          | 課           | 長 | 長 | 谷 | 川 | 朱 | 子 | 君 |   |   |   |
| 環           | 境                          | 整           | 備 | 課 | 長 | 鈴 | 木 | 輝 | 文 | 君 |   |   |
| 農           | 政                          | 課           | 長 | 古 | 川 | 優 | 君 |   |   |   |   |   |
| 水           | 産                          | 商           | 工 | 観 | 光 | 課 | 長 | 鈴 | 木 | 統 | 生 | 君 |
| 小           | 泊                          | 支           | 所 | 長 | 阿 | 部 | 弘 | 喜 | 君 |   |   |   |
| 教           | 育                          | 課           | 長 | 田 | 中 | 綾 | 人 | 君 |   |   |   |   |
| 税           | 務                          | 会           | 計 | 課 | 長 | 山 | 中 | 哲 | 哉 | 君 |   |   |
| 上           | 下                          | 水           | 道 | 課 | 長 | 今 | 芳 | 文 | 君 |   |   |   |

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長	長 利 香代子 君
総務課 行政係	白 川 隼 君
議会事務局	瓜 田 雅 也 君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○副議長（秋元 隆君） ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、令和7年第4回中泊町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○副議長（秋元 隆君） これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（秋元 隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により11番、沖崎勲議員及び12番、野上憲幸議員を指名します。

◎会期の決定について

○副議長（秋元 隆君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。  
お諮りします。本定例会の会期は、別紙議会運営委員長からの報告のとおり、本日から12月5日までの5日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（秋元 隆君） 異議なしと認めます。  
よって、本定例会の会期は本日から12月5日までの5日間に決定しました。

◎日程第4 報告第14号から日程第17 議案第77号  
まで

○副議長（秋元 隆君） 日程第4、報告第14号 専決処分した事項の報告から日程第17、議案第77号 つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更についてまでを一括上程します。

町長に提案理由の説明を求めます。  
濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 本日、令和7年第4回中泊町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、公私ご多用中にもかかわらず、ご出席を賜り、ここに開会できましたことを厚く御礼申し上げます。

今定例会に提出をさせていただきました議案等は、報告2件、条例改正や補正予算など議案12件であります。その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

報告第14号は、損害賠償の額の決定についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第15号は、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更についてであります。

組合を組織する団体の減少に伴い、規約の改正について専決処分いたしましたので、これを報告するものであります。

議案第66号は、中泊町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を新たに制定するものであります。

議案第67号は、中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第68号は、中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第69号は、中泊町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

それぞれ、期末手当の支給割合等を改めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第70号は、中泊町職員の分限に関する条例の一部改正についてであります。

職員の分限休業に関し、休職期間及び復職後の再休職の取扱いを明確にするため、規定を整備するものであります。

議案第71号は、中泊町公告式条例の一部改正についてであります。

地方自治法第16条第4項の規定に基づく掲示場の数を見直すため、条例の一部を改正するものであります。

議案第72号は、中泊町税条例等の一部改正についてであります。

地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

す。

議案第73号は、令和7年度中泊町一般会計補正予算第6号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも1億6,781万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を90億7,903万5,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、総務費に公共施設の照明設備のLED化に向けた設計費用として公共施設LED照明設備工事設計委託、商工費に起業・創業チャレンジ支援金、土木費に道路新設改良等工事、消防費に薄市地区の危険空き家を解体する経費として、老朽危険空家解体工事、教育費に校務用ネットワーク環境更新業務委託など、それぞれ所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、国庫支出金、県支出金を計上したほか、財源調整に充てるため財政調整基金繰入金を計上いたしております。

また、公設塾運營業務に係る経費に債務負担行為を追加設定したほか、地方債では、事業の追加・変更などに伴う補正をいたしております。

議案第74号は、令和7年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてであります。

事業勘定の補正額は、歳入歳出とも44万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億4,126万3,000円とするものであります。

補正する歳出は、職員人件費を計上いたしております。

歳入につきましては、繰入金を計上いたしております。

診療施設勘定の補正額は、歳入歳出とも175万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億6,583万3,000円とするものであります。

補正する歳出は、職員人件費、物件等修繕料を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、診療収入を計上いたしております。

議案第75号は、令和7年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算

第 3 号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも 7, 216 万 1, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 19 億 6, 704 万 4, 000 円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、職員人件費を計上したほか、介護サービス給付費負担金、介護予防・生活支援サービス事業費負担金など、それぞれ所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、国庫支出金等を計上いたしております。

議案第 76 号は、令和 7 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 3 号についてであります。

収益的支出の既決予算額に 160 万 4, 000 円追加し、予算の総額を 3 億 241 万 6, 000 円とするものであります。

補正する支出は、職員人件費を計上いたしております。

議案第 77 号は、つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更についてであります。

つがる西北五広域連合の処理する事務及びつがる西北五広域連合規約の変更につきまして、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項及び同法第 291 条の 11 の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上で、本議会定例会に提案をさせていただきました議案の説明とさせていただきますが、議事の進行に従い、ご質問に応じ詳細にご説明申し上げたいと存じます。

何卒、慎重ご審議のうえ、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

#### ◎散会の宣告

○副議長（秋元 隆君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前 10 時 10 分

第4回中泊町議会定例会

令和 7年12月 4日（木曜日）

○議事日程 第2号

1 一般質問

○出席議員（13名）

1番	鈴木長一郎	君	2番	田中洋	君
3番	成田直人	君	4番	秋元隆	君
5番	塚本悦子	君	6番	荒関富雄	君
7番	秋田博	君	8番	兵庫桂藏	君
9番	川山光則	君	10番	青山雅晴	君
11番	沖崎勲	君	12番	野上憲幸	君
13番	長利司	君			

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町長	濱舘豊光	君
副町長 兼 総務課長 兼 事務取扱	三上晃瑠	君
教育長	鈴木信也	君
代表監査委員	外崎良造	君
財政課長	木元剛	君
総合戦略課長	越野進一	君
町民課長	古川明彦	君
福祉課長	長谷川朱子	君
環境整備課長	鈴木輝文	君
農政課長	古川優	君
水産商工観光課長	鈴木統生	君
小泊支所長	阿部弘喜	君

教 育 課 長	田 中 綾 人 君
税 務 会 計 課 長	山 中 哲 哉 君
上 下 水 道 課 長	今 芳 文 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	長 利 香代子 君
総 務 課 行 政 係	白 川 隼 君
議 会 事 務 局	瓜 田 雅 也 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（長利 司君） ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（長利 司君） 日程第1、一般質問を行います。

3番、成田議員の質問を許可します。

成田議員。

（3番 成田直人君登壇）

○3番（成田直人君） 改めて、おはようございます。3番、成田直人です。議長のお許しをいただき、あらかじめ提出しております通告書の内容に沿って質問いたします。

それでは、質問に入りたいと思いますが、質問に入る前に予備知識として、TAC制度とその問題となっているポイントについて内容の整理をしてみたいと思います。TACは、T o t a l A l l o w a b l e C a t c hの頭文字を取ってTAC、これをタックと呼ばれ、漁獲可能量とされております。TAC制度とは、魚種ごとの漁獲可能量を科学的に測定し、そのデータに基づき漁獲量の上限を決めることになります。

現在日本でTAC制度が設定されているものは、サンマ、スケトウダラ、クロマグロなど8魚種となっており、いずれも大臣管理漁業となっております。8魚種の中でもスルメイカは、平成10年に7番目に追加設定されたものであります。

また、TAC制度は捕り過ぎを防ぎ、資源維持と回復を図ることで水産資源を保全し、結果として水産業を守っていくことを目的としており、スルメイカ漁業者には、国が決定したTAC枠を確実に遵守することと漁獲状況を迅速かつ正確に国へ報告することが義務づけられております。

そこで、今般の問題となっているポイントとしては、国は漁獲義務があるにもかかわらず、漁業者からの漁獲報告の遅れにより、漁獲数量の把握ができずにTAC枠を超過したことを指摘、一方漁業者側は、

そもそも令和7年度のTAC枠が大幅減少で決定されたため、少しばかりの好漁で漁獲量の上限を超過したとの意見であり、相反する意見が交錯している状況にあります。

前段が長くなりましたが、TAC制度やその問題のポイントについておおむねご理解いただいたと思いますので、それでは質問に入ります。質問事項は、全国小型いか釣り漁業に対するスルメイカ採捕禁止命令についてであります。

スルメイカは、資源保護の観点からTAC制度の管理下にあり、漁獲状況や資源量等の調査データに基づき、それら収集したデータを科学的に解析した結果によって、令和6年度では7万9,000トンに、そして令和7年度、本年度は前年度の約4分の1である1万9,000トンに、このように大幅な減枠設定となっております。

次に、令和7年度の全国小型いか釣り漁業のスルメイカ漁獲状況及びTAC枠超過と罰則についてですが、一部石川県を除く日本海海域では例年より漁獲量が下回り、総じて不漁状態になっております。一方、本県八戸、三沢、そして岩手県久慈などの太平洋海域では7月中旬以降から水揚げが順調に推移し、他圏域からも小型いか釣り漁船が多数集結、操業することによって、漁獲量が一気に膨れ上がったということになります。

漁獲報告データに基づき、10月24日時点で全国小型いか釣り漁業へのTAC漁獲配分枠4,900トンに対して5,896トンの漁獲実績となり、結果、996トンの超過となったものであります。国は、こうしたTAC枠を大幅に超過している事実を踏まえ、10月31日付で全国小型いか釣り漁業約2,000隻に対して、スルメイカ採捕禁止命令を発出、翌日の11月1日より翌年3月末までの5か月間適用するとの厳しい命令が下されました。この一連の流れから、地元小泊下前地区のいか釣り漁船33隻は完全休業に入り、それゆえ年末年始を控え、全く漁業収入がないまま漁港内に係留、停船状態に陥ったものであります。

スルメイカの漁獲量を直接的に制限するアウトプット方式であるTAC制度の目的や必要性は理解するものの、八戸、三沢を含む太平洋海域においてのスルメイカ豊漁の恩恵を受けていない地元いか釣り漁業者、すなわち様々な理由で太平洋海域へ移動して操業ができずに、

小泊前ハマを守っている漁業者にとっては、スルメイカが10月中旬以降より太平洋から津軽海峡を經由して、日本海前沖にようやく見え始めた矢先のスルメイカ採捕禁止命令ということになります。

国は、漁業者からの漁獲報告の遅れが漁獲枠超過の原因だと、あたかも漁業者側の責めに起因するような説明を繰り返しているが、令和7年度TAC枠は、前年度約8万トンに対して、その4分の1、つまり実質6万トンという大幅減少で漁獲枠を設定したことが問題であり、理不尽な命令であると認識しております。

単純計算で年度比較すると、令和6年には4,000万円の水揚げがあったと仮定して、本年、令和7年には漁獲枠がその4分の1であるため、3,000万円減の1,000万円の水揚げとなり、2,000万円の水揚げであれば、500万円の水揚げとなる。結果的に、いか釣り漁業者が生計を維持すること自体、極めて難しい状況下に置かれていることは一目瞭然です。

そこで、国による全国の小型いか釣り漁業者に対するスルメイカ採捕禁止命令の適用を受け、町長は地元小泊下前地区のいか釣り漁業者がかかる命令によってスルメイカ漁に出られないという危機的事態をどのように受け止め、かつその見解を伺います。

また、地元いか釣り漁業者は、国からの5か月間に及ぶ採捕禁止命令を遵守するものの、漁業収入が断たれた現状で「今後の生活が心配だ」、「ある種の支援策等がなければ廃業もやむなし」との声が上がる中、漁村小泊の主力魚種であるスルメイカ漁業の存続を図るため、ましてや今後の漁家経営安定化の一助として、町当局は早急に救済措置を含めた何らかの支援策を講じる必要があると思いますが、どのようなお考えをお持ちか伺います。

以上です。

○議長（長利 司君） 成田議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） ただいま成田議員のほうからご質問のあった全国の小型いか釣り漁業に対するスルメイカ採捕禁止命令に関する2点のご質問に関してお答えをさせていただきます。

まず、1点目のスルメイカ漁に出られない危機的事態をどのように

受け止めているかについてお答えをさせていただきます。

現状、成田議員ご指摘のとおり、令和7年度のスルメイカTAC、Total Allowable Catchであります。漁獲可能量が前年度の4分の1に当たる1万9,200トンに大幅減枠されたこと、枠配分についてもTACそのものが全国的な漁獲可能量であること、マグロの漁獲枠のような、都道府県や各漁協単位での枠配分でないこと、また大臣管理許可や知事管理許可など、大中型まき網漁業や、大中いか釣り漁業の漁法種別ごとに枠配分が決まっていること、それに伴う「スルメイカ採捕禁止命令」の発出により、地元のいか釣り漁業者が5か月間の完全休業を余儀なくされている現状や、今年4月から10月末までの小泊の前ハマでの漁獲量が僅か47トンであり、地元の小型いか釣り漁業にとって不公平感は否めない状況であることは十分認識しているところであります。

11月13日時点の水産庁の発表では、全国で小型いか釣り漁業の漁獲量が7,796トン、そのうち、青森県は3,834トンであり、約半分が漁獲されている。この件については、先ほど議員のほうからお話があったとおり、主に太平洋沿岸が豊漁であったというために出ている数字だというふうに理解をしております。

報道では、11月16日に山下雄平農水副大臣は、青森県の小型いか釣り漁業関係者と意見交換をし、小型いか釣り船によるスルメイカの今期漁獲量が現行の漁獲枠を大幅に超過していることや、漁獲量の報告遅れ、報告漏れがあったことについて「大変遺憾」と述べているところだと報道で知っております。

これに対し、宮下県知事は、「そもそもTACの数量が本当に適正なものなのか、しっかりとした検証が必要」だと現行制度の信頼性について疑義を呈していると伺っております。

このスルメイカについてのTAC制度は、日本独自の制度であると承知しているわけですが、TAC制度そのものは世界共通の資源管理の手法でもあるというふうに言われております。イカの資源管理をしっかりと行わないと、将来イカがいなくなるので、イカ漁ができなくなると、イカ釣りのできない漁業者が増えてくるなど、それを抑制する、漁業者のための制度だというふうにも認識しているところであります。

また、宮下知事は「TAC制度自体は漁師を守ることにもつながるため、非常に重要な制度で守るべき」と述べておりますが、一方漁業者の完全休業を余儀なくされていることについては、「極めて深刻かつ憂慮すべき事態であると受け止めている」とお話しされていると受け止めております。

2点目の早期に救済措置を含めた何らかの支援策があるのかについてお答えをさせていただきたいと思っております。

報道によりますと、青森県は、11月14日、漁業者の相談窓口を設置し、各地の水産事務所の担当者が、漁獲可能量の消化状況や漁業者の生活支援などについて、対面での相談やメール、電話での相談を受け、スルメイカ漁に代わる漁業の許可取得や、経営資金の融資などを県側が担当機関を案内することとなっていると承知しているところであります。

繰り返しになりますが、町といたしましては、スルメイカTAC制度により、地元いか釣り漁業者が5か月間にわたり完全休業を余儀なくされている現状について、誠に遺憾であるというふうに思っているところであります。

しかしながら、スルメイカの漁獲可能量を大幅に超過している状況に鑑み、資源管理の観点から国による対応はやむを得ないものというふうに認識しており、今後のことにつきましては、国及び県によるTAC関連の漁業者支援対策等をしっかりと注視しながら、町としての対応も考えていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（長利 司君） 答弁が終わりました。再質問ありませんか。

成田議員。

○3番（成田直人君） 現状認識等々については、町長と漁業者とともに同じ認識であるということを理解しましたし、県や国に対してもということで、その方向性を注視しながらというふうなありがたいお言葉をいただきました。

それでは、再質問というよりも要望となりますが、1つお願いしたいと思っております。小型いか釣り漁業者は、国が決めた令和7年度TAC枠に不信感と不満を抱いているわけであり、次年度、来期のTAC枠について、いか釣り漁業者が安心して生活できる漁獲枠、いわゆる増

量の方向で設定されるということを切に希望するところであります。これは、もう私たち漁協もそうですけれども、トラックとかいっぱい関連する業者もある中で、これをひとつ強めに増量していただきたいということが至るところから声が上がっております。

このため、濱館町長は、青森県町村会の会長の要職を務められ、かつ活躍されているところでありますので、ぜひ青森県市長会とともに情報共有を図りつつ、課題解決に向けて、国に対して来期のT A C枠増量を基本とした要請活動を積極的に展開していただきたいと願うわけでございます。

以上、要望を申し上げ、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（長利 司君） これをもちまして成田議員の質問を終了します。

6番、荒関議員の質問を許可します。

荒関議員。

（6番 荒関富雄君登壇）

○6番（荒関富雄君） ただいま議長のお許しが出ましたので、通告書に従い一般質問に入りますが、今回は議会基本条例第9条第2項に基づきまして一問一答方式でお願いしたいということを通告しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

質問の1問目は、合葬墓についてであります。この合葬墓については、過去にも2回ほど質問をいたしておりますが、町長には大変理解をいただき、前向きな答弁をいただいておりますので、現在どのようにまた合葬墓を考えているのか、町長の今任期中に合葬墓について着手するのかをお伺いいたします。

○議長（長利 司君） 荒関議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） ただいまの荒関議員のご質問、「合葬墓について」、私の今任期中に着手するのかどうかという問いであります。令和6年9月の定例会議員説明会で報告させていただきました合葬墓に関する町民の意見を収集するためのアンケートでございますが、その調査結果において、約17%の方が利用したいという回答をされておりますが、この利用時期について、いつ利用したいのかという利用時期につ

いての問いに対して、約6割の方が11年以上先になると、11年以上先になったら利用したいという回答があったところであります。

近年、核家族化や単身世帯の進行、人口流出、地縁・血縁の希薄化など、社会情勢の変化に伴いまして、「既存のお墓管理への不安」、「お墓のことで家族に負担をかけたくない」等の自身の死後に不安を感じる意見があることや、価値観の多様化に伴いお墓に対する意識も変化していることは承知しているところであります。

合葬墓のメリットといたしましては、自治体が管理する場合、「継承者や墓守がない方でも埋葬できる」と、「費用が抑えられる」と、「埋葬後の墓参りができる」等がある一方、デメリットとして、「他者と一緒に埋葬される」、「埋葬後の遺骨返還が困難になる」、「基本的に埋葬後の供養は行われたい」、「一般的なお墓のスタイルとは異なるため、親族・親戚の理解が得られない」等が挙げられているところでありますが、特に当町は、アンケート調査結果を参考にした場合、約9割の方が各寺院の檀家さんであることが推測され、合葬墓整備に伴い各寺院の運営にも影響を及ぼすことも懸念されるため、慎重な判断が必要であると認識しているところであります。

合葬墓整備済みの県内自治体の状況を見てみますと、各自治体住民への意向調査の結果、過半数以上の住民ニーズを基に整備計画を策定し、工事施工に至っており、当町の令和6年度実施アンケート調査では、「5年以内に整備が必要」とする住民ニーズは全体の僅か約2%でありまして、現段階では時期尚早であるというふうに判断をしております。

アンケートの調査結果を踏まえ、多くの町民の皆さんが必要とする時期を見極め、今後の社会情勢の変化や近隣自治体の動向も注視しながら、「広域化」も含めたあらゆる可能性について引き続き検討していくつもりでございます。

毎年、毎年皆さんの意見も聞きながら、お寺の檀家さんの状況とか、お寺の中で墓じまいしている方々もおるようでございますので、そういう状況等も見ながら、要するに町内の皆さんのニーズというものをしっかりと見極めながら判断をしていきたいということであります。

○議長（長利 司君） 答弁が終わりました。

○6番（荒関富雄君） それでは、ここから再質問に入らせていただきます。

確かにアンケート調査等をやっただき、そして町民のニーズがどこにあるのか、それを完全に見極めるにはなかなか時間のかかる問題だというのは、私もそう思います。でも、この社会変化が物すごく激しい中で、今着手しなければ、私はいつ着手するのかなど、この人口減少の中で。

そして、他町村でも確かに着手しているところ、まだそれには着手していない自治体がございます。町長は、よくいろんな問題が起きますと、広域化、広域化というのをおっしゃいます。確かにこの人口減少の中で、いろんなこれから大きな施設等でも、例えば学校などでもそうだと思います、これからは。ここまで子供が少なくなりますと。

でも、私はこの問題を質問するには、結局は前にも申しましたとおり、揺り籠から墓場までと。子育て支援も大事でしょう。そして、当然高齢化対策も当町でもいろいろ尽力はしております。そして、また働く世代にもいろんな手当等をしております。

でも、この墓の問題、確かに今まではいろんな形で家族なり、また集落のコミュニティーががっちりしていた頃は、全然心配のない問題だと思います。でも、今の現状を考え、そしてこれからのことを考えると、私はとても必要な施設だと思うのです。それを今決断しないで、いつ決断するのか。

確かにこういう問題は非常に微妙なところもありまして、逆にそれを造ったことにおいて、変に親戚同士の仲が悪くなる面もあるかも分かりません。おまえ、勝手にそういうのに入るのかと、では今までみんなで守ってきた親族の墓はどうするのかとか、いろんな問題これから出てくるとは思いますけれども、どこかしらでそこら辺に行政が手当てしなければならない時期に入ったのではないかと思うのです、私は。

そして、先ほど答弁の中で、確かにお寺の運営にも町長触れましたけれども、お寺も大変でしょう。それは、やっぱりそういう社会状況下にあると思うのです。そこを何かしら、50%以上でなければやらないとか、そういう……今まで大きな問題にはいろいろ対処しても、小さいところまで目配りがいっているのかと、私はそこをこの問題で訴えたくて質問しているので、まあ、寺の運営とかも、いろいろそれはお考えでしょうけれども、もう一度、いつ頃までにどういう形で、

そして広域化を望むのであれば、各町村のできている、今現在運営している等の事例等がございましたら、ご紹介いただければと思います。

○議長（長利 司君） 鈴木環境整備課長。

○環境整備課長（鈴木輝文君） 県内各自治体の事例等についてでございますけれども、現在県内、合葬墓を整備している自治体が現在整備中も含めて7自治体ございます。青森市、八戸市、弘前市、十和田市、つがる市、あとは藤崎町、今年度大鰐町が整備完了予定となっております。

こちらの7自治体におきまして、実績といたしましては、事前の意向調査で全自治体が過半の要は住民ニーズをもって整備しております。大体7割から8割の住民ニーズをもって整備しております。

現在の納骨率と申しますか、ここでいきますと、低いところだと2%程度、高いところでも45%程度の納骨率となっております。

以上です。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 非常に7自治体の中でも現在運営状態がいろいろあるということは理解いたしました。

それでも私は、今本当に墓じまいをしていっている方々も多い中で、ぜひこの問題、真摯にこれからも取り組んでもらいたいということで、第1問の合葬墓については終わらせていただきます。

引き続き第2問に入りたいと思います。第2問目は、斎場の広域化についてであります。これは、今いろいろ町の長期総合計画、ちょうど計画中でありますけれども、その前の計画の中には斎場の移転、または新築みたいなことが書かれていたと思うのです。そういった中に、これも前にも斎場の問題についてはいろいろ質問した経緯がございます。そういった中で、斎場は手当てしながら延命化していくのだという答弁をいただいております。でも、幾ら延命化していても、一応物には、人に寿命があるように、建物にも耐用年数というものがございます。

そういった中で、当町の小泊地区、また中里地区に2か所あるわけなのですけれども、その現在の状況、それと町独自ではなかなか、町長はこの問題は広域化で進めていきたいようなご答弁を前回いただいておりますので、その広域化が可能なのかどうか、広域化で事業をやるのが可能なのかどうか、そこいら辺も早めに結論づけておかな

いと、なかなか、ぱっと斎場が使えないようなことになったときにどのような対策があるのか、いろいろそれは近隣にも声がけし、現在も近隣の斎場をお互い利用させてもらっている状況下にあることは伺っております。

そこで、全てまた広域化でやっていくのか、そこいら辺の基本的なところをまずもって伺いたいと思います。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） まず、今の斎場の広域化の進捗、今どういうふうに動いているのかについて、先にお答えをしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、令和5年9月の定例会で、圏域の定住自立圏の議題として提案をしていくのだというふうにお答えをさせていただいておりますが、その後開催をされました定住自立圏の環境部会において、議題として要望をさせていただきました。構成自治体の施設の耐用年数残存期間、それぞれの自治体の耐用期間の残存期間に猶予がある、皆ばらばらだということであります。広域化した場合、新たな斎場までの移動距離が遠くなるという問題もあると、住民理解を得ることがなかなか難しいのではないかとということから、議題としては直接的には見送るという結論になったというふうに報告を受けているところであります。

ただし、隣接する五所川原市とは広域化を含めた施策等について、今後も継続的に協議を行うことで一応合意はしております。

斎場については、「2040年問題」が課題となっておりまして、団塊の世代が90歳代を迎えることで、都市部ではもう処理できなくなるくらいニーズが多過ぎると。郡部に来ると、逆に対象が少なく、施設の余裕があるというふうなギャップが生じている、需給バランスの歪みが生じているというふうなことが懸念されていると伺っております。

地方自治体では施設老朽化に伴う維持修繕費が我が町でも増えているところでありまして、自治体単独での改築及び大規模修繕には非常に多くの経費がかかるということで財政圧迫の一因ともなっており、全国的に見ても、斎場の健全かつ安定的な経営の永続性を確保するため、斎場の設置・運営に係る広域化・官民連携の事例が多くあることも承知しております。

先日町村会の会合があって、神奈川のほうに行ってきたのですけれども、寒川町という周りを4つの市に囲まれている町、4万人ほどの人口の町に行ってきたのですけれども、斎場については自分たちのところにあると、その周りの市部のところの処理を一気に受け入れていると、その代わり広域でやる水の問題だとか、そういうところは大きいところがやったり、役割分担をしながらやっているという都市部での現状はあるようであります。

よって、広域化が可能か不可能かという点でいきますと、可能であるということになるのだろうなと思いますが、我々のような地方の都市の場合、やっぱり距離の問題とか、様々なことがあるのだと思います。例えば小泊と中里の間であれば便利なだけけれどもと、隣の自治体になってしまうとか、市浦と金木というふうに考えたときに、なかなか、ではどこがいいのかという話にもなっていくと。ごみ処理を西と北と五所川原、つがる市で一緒にやろうとしたときに、どこに造ればいいのかという問題と同じだと思うのですが、そういう課題も解決しながら、周辺の自治体と相談してやっていくということが必要なのだろうなと。

現実、我が町の中里・小泊の斎場共に計画的な維持管理に努めてはいるのですが、設備の老朽化で、議員おっしゃるように不具合が出ていることも確かであります。ただ、火葬ができないという状況については、絶対避けなければいけないことなので、近隣町村との協力を求めながら対応していくことも必要なのだろうなと思っております。いずれにいたしましても、町民の皆様、地域の皆様にご不便をおかけしないように町として対応していくのが必要なのだろうなというふうに考えております。

その他の学校ですとか様々なものについて、今広域化が必要になってきているのは確かでございます、一つ一つ課題が見つかるごとに定住自立圏の中に課題として持ち上げながら考えていきたいなと思っております。

以上であります。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 今、答弁いただいたのですけれども、再質問に入らせていただきます。

確かにこれだけ人口減少の中、いろいろなことをこれから近隣町村と相談しながら進めていかなければならないことは、私も理解しております。病院もそうでしょうし、ごみもそうでしょうし、いろいろなことをこれから広域の中で解決しなければならない問題多々あると思います。

でも、斎場、非常に最後にはこの世に生まれた以上、全員お世話になる場所でございますので、果たして広域で運営していけば、町長の答弁にあったとおり距離的な問題、人は少ないのですけれども、自治体そのものの管理しなければならない場所が多いのが地方でありまして、都会とはそこら辺は違うと思います。そういったときに早めに、まだ使える、まだ使えるといううちに必ず斎場も使えなくなるときが参ります。そういったときに「さあ」と言っても、すぐはなかなかできないので、今後計画的にこの問題に取り組んでいただけることを要望いたしまして、私の質問終わらせていただきます。

○議長（長利 司君） これをもちまして荒関議員の質問を終了します。

1 番、鈴木議員の質問を許可します。

鈴木議員。

（1 番 鈴木長一郎君登壇）

○1 番（鈴木長一郎君） 改めて、おはようございます。1 番、鈴木です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、人命に関わる防災行政無線の管理・運用状況について一般質問させていただきます。

以前議員説明会では、町は防災行政無線システムの廃止を検討しており、既に設備の老朽化によって機能不全が進んでいる現状の説明がありました。高齢化率が50%に迫り、小泊地域が津波リスクを抱える本町にとって、防災無線は町民の命を守る最も重要な情報伝達手段と考えております。

また、約20年前に設置された戸別受信機の老朽化も深刻であり、安全性の確保と強靱化は最優先事項だと思います。

そこで、町の認識と具体的な方針について、以下の3点をお伺いします。

まず、1つ目は、防災行政無線システムの維持、更新に関わる費用と現状の機能についてです。現在の年間維持管理費は幾らか、防災行政無線システム及び全戸の戸別受信機を更新する場合、概算で設備費

用は幾ら程度かかるか、お聞かせください。

次に、2つ目として、屋外拡声器の廃止検討に伴う情報伝達の確実性と住民の安全確保についてお伺いします。津波情報や緊急時の情報を、屋外拡声器に代わる手段で確実に伝達できると考える根拠は何かお聞かせください。特に沿岸で作業中の漁業者など、屋外にいる住民への伝達手段をどのように確保するのか伺います。また、スマートフォンや固定電話を持たない方など、情報を得るのが困難な方の把握方法と、情報格差をなくすための具体策、例えば機器の無料配付などについて町の考えをお聞かせください。

3つ目として、人命に関わる最重要設備の廃止検討に対する町の基本姿勢について伺います。防災行政無線の廃止は、費用対効果ではなく、「町民の生命を守る安全基準」を最優先に判断すべきと考えていますが、町の認識をお聞かせください。もし廃止する場合、各地区で住民説明会を実施し、廃止の理由と代替手段の安全性を丁寧に説明すべきと考えるが、合意形成をどのように進めていくのかお聞かせください。

以上の3点、よろしくお願ひします。

○議長（長利 司君） 鈴木議員の質問に対する答弁を求めます。

三上副町長。

（副町長 三上晃瑠君登壇）

○副町長（三上晃瑠君） 鈴木議員ご質問の1点目の防災行政無線の年間維持管理費と、防災行政無線と戸別受信機の更新にかかる概算費用についてお答えいたします。

防災行政無線の年間維持管理費は、同報系・移動系防災行政無線を合わせまして、令和6年度実績で約1,000万円でございます。

防災行政無線と戸別受信機の更新費用につきましては、現行の同報系防災行政無線は、平成19年4月より運用を開始し、約18年経過しており、屋外子局スピーカーも経年劣化により改修が必要な状況にあります。

無線機の更新や屋外拡声子局等のスピーカー更新、戸別受信機の整備等を含めまして、概算で約6億2,000万円掛かる見通しとなっております。

2点目の屋外拡声器に代わる手段で確実に情報伝達できる根拠、漁

業者や屋外にいる方への情報伝達手段の確保、情報格差をなくするための具体策についてお答えいたします。

初めに、町民全ての方に確実に情報伝達できる手段は存在しませんということをご理解いただきますようお願い申し上げます。

全ての方に、確実に伝達することはできませんが、いかに多くの皆さんに適時的確に情報を伝達できるかが重要と考えております。

防災行政無線も、そのときの天候や環境により音声聞き取りにくい場合や、聞き逃してしまうことがあるほか、車内や町外にいる場合に放送を聞くことができないなど、全ての地域住民へ確実に伝達することは困難なことから、様々な情報伝達手段の複層的な使用を検討することが重要であると考えております。

以上のことから、令和2年度より、町の情報伝達手段の検討を重ねた結果、防災行政無線は令和8年3月31日をもって廃止し、新たに2つの情報伝達手段を導入することといたしました。

今後の災害時における情報伝達手段としましては、気象庁等が発表した情報を通信事業者が携帯電話等の情報端末に通知する緊急速報メール、町が青森県総合防災情報システムを通じて発信した情報をテレビやラジオ等のメディアによる放送で周知を図るLアラート、必要に応じて消防団車両等を利用した情報伝達を実施するほか、新たに一斉情報配信システムを活用した携帯電話や固定電話等への音声やショートメッセージによる通知、町公式ラインによる携帯電話等への通知を行います。

多くの方に普及している情報端末を活用することにより、屋内・屋外問わず多くの方に情報を伝達できると考えております。

このほか、漁業者の皆さんには、津波警報、注意報等の情報は、漁業協同組合からの無線による通知と携帯電話への通知、複層的な情報伝達手段で行っていると伺っております。

携帯電話や固定電話などの情報通信機器を持たない方の把握、情報格差をなくするための対策としましては、テレビ・ラジオを通じた情報伝達等、携帯電話や固定電話などの情報通信機器以外の方法で工夫してまいります。

大規模災害発生時には、自助、共助が必要不可欠ですので、自主防災組織、町内会組織、兼任集落支援員、行政連絡員、民生委員・児童

委員等による地域で共に支え合う体制づくり、共助の体制づくりを引き続き推進してまいります。

また、携帯電話等の情報端末の操作が不慣れな方につきましては、総合戦略課が実施しているスマホ教室にご参加いただくなど、操作方法等の習得をサポートしてまいります。

3点目の町民の生命を守る安全基準の認識と防災行政無線の廃止理由、代替手段の安全性と合意形成の進め方についてお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、町としても町民の生命、身体、財産を守るための防災対策は、費用対効果のみではかるものではないという認識をしているところであります。

先ほども申し上げましたが、これまで情報伝達手段の検討を重ね、新しく2つの情報伝達手段を導入いたしますが、DX等の施策を積極的に活用し、正確な情報をより早く、いかに多くの方々に情報を伝えることができるかを念頭に整備するものであり、決して費用面のみから廃止を決めた訳ではないことをご理解いただきますようお願い申し上げます。

町民の皆様には、1月に住民説明会にてご説明させていただく予定としております。

今後も引き続き、町民の生命を守ることを第一に、安心安全なまちづくりに努めてまいります。

○議長（長利 司君） 答弁が終わりました。再質問ありませんか。

鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） 丁寧なご説明ありがとうございました。町がこれから情報伝達をどのように実施するか、確認させていただきました。

令和5年3月議会で一般質問させてもらいましたが、そのときには公式ラインの必要性も含めて多様な手段での情報発信を検討すると回答いただいております。住民とのコミュニケーションの強化やDX推進の観点からも、非常に有意義であると感じております。技術を活用して、場面を問わず、迅速に住民の皆さんが情報を入手できるような手段の確保を今後も推進してほしいと思います。

そして、最後にしますけれども、テレビのほうでは鳥獣被害が起きております。我が町も例外ではないと思いますので、さらなる迅速な対応をしていただければ、町民が安全安心できる生活ができると思い

ますので、そこら辺もお願いして、私の以上の質問終わります。どうもありがとうございました。

○議長（長利 司君） これをもちまして鈴木議員の質問を終了します。

5番、塚本議員の質問を許可します。

塚本議員。

（5番 塚本悦子君登壇）

○5番（塚本悦子君） 議席5番、塚本悦子でございます。通告に従い質問させていただきます。

ハラスメントが起きない明るい職場（まち）をめざしてであります。12月は、職場のハラスメント撲滅月間であります。最近全国の自治体で頻繁に起きております。我が町では起きていないと思えますけれども、いつどこで、どこの自治体でも起き得る可能性があるということとで質問させていただきます。

ハラスメントは、いじめや嫌がらせを指す言葉で、言葉の態度、行動によって相手を不快にさせたり、人格を否定したりと、人権侵害を行うことで、日常生活のあらゆるシーンで生ずる可能性があります。主なハラスメントは、パワハラ、セクハラ、パタハラ、セカハラ、マタハラ、ケアハラなどがありますが、全部で30種類以上に上ります。

職場におけるハラスメントは、法律で防止措置が定められており、主な法律は男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法などに定義され、加害者が認められれば、法的処分があるということです。そのためには、ハラスメントを起ささないことが重要であります。まずは、正しい知識を持つ、ハラスメントを予防するには、見聞きした場合放っておかず、声がけ、通報など、遠慮はしないけれども、配慮はするという気配りのある言葉が必要と思われれます。

以上のことを踏まえ、ハラスメント防止、被害者保護救済など、各項目の現状及び課題についてお聞かせ願います。1として、被害者のための対策、2、職場内の対策、3、職場内の事後対策、4、相談担当者の対策、5、職場の理想像、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 塚本議員の質問に対する答弁を求めます。

三上副町長。

（副町長 三上晃瑠君登壇）

○副町長（三上晃瑠君） 塚本議員のご質問にお答えいたします。

現在確認されているハラスメントの種類は、議員おっしゃるとおり30種類以上で、50～70種類存在すると言われており、代表的な職場のハラスメントについては「パワーハラスメント」、「セクシュアルハラスメント」、「マタニティハラスメント」、「カスタマーハラスメント」が挙げられます。

社会の変化に伴い、その種類は増加傾向にあります。

本町でのハラスメント対策の取組として、令和5年3月に「中泊町職員のハラスメントの防止等に関する規程」を制定し、総務課を相談窓口として、職員が安心して相談できる体制を整えております。

相談は必ず複数名で対応し、相談者が任意に指名できる仕組みを設けることで心理的負担を軽減するとともに、プライバシー保護と秘密保持を徹底し、不利益を受けることのないよう配慮しております。

さらに必要に応じて研修を実施しており、11月21日には、一般職員向けと管理職員向けの2部構成によるハラスメント研修を開催し、職員の意識向上と管理職の対応力強化を図ったところであり、39名の職員が参加いたしました。

現時点では、総務課への相談・報告はございませんが、万が一発生した場合には、対策委員会で審議の上、懲戒処分規程に基づく措置を講ずるなど、迅速かつ適切に対応してまいります。

次に、近年全国的に課題となっているカスタマーハラスメント対策について申し上げます。

総務省の調査によれば、自治体職員の約3割以上が過去3年間にカスタマーハラスメントを経験しており、行政サービスへの不満のはけ口として職員が標的となる事例が増加しております。

愛知県美浜町では、住民によるカスタマーハラスメントが5年以上続き、今年4月から11月までに800件以上の暴言や不当要求が確認されました。

美浜町では400万円の損害賠償を求めて提訴する議案を議会で可決しています。

この事例は、職員の安全と住民サービスの維持のため毅然とした対応が必要であることを示しております。

こうした状況を踏まえ、本町では令和7年4月から職員の名札を苗

字のみの表記とし、同年9月には庁舎1階受付の代表電話に通話録音装置を設置し、ナンバーディスプレイ機能と併せて迷惑電話防止を図っております。

現在、住民からの暴力や脅迫、土下座強要といった重大事案は報告されておりませんが、窓口での大声や、長時間の拘束（電話を含む）といった事例は確認されており、複数人での対応や必要に応じて警察への通報など、対処しております。

町では、ハラスメント対応強化のための「ハラスメント対応マニュアル」について、令和8年4月策定を目標にしております。

今後も、職員の安全と健康を守りながら、ハラスメントを許さない組織風土を醸成し、職員が業務に専念できる環境を整えることで、住民サービスの質の向上につなげてまいります。

○議長（長利 司君） 答弁が終わりました。再質問ありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） ご丁寧なご答弁ありがとうございました。

現在、今のところ職場内でのハラスメントはない、カスタマーは対処しているという、そういう方向でよかったと思っております。厚生労働省では、11月17日、顧客らが理不尽な要求をするカスハラが労働者を保護する全ての企業や自治体に対策を義務づける関連法を2026年10月1日に施行する方針を明らかにしました。我が町では対処しているということで、安心いたしました。

また、採用面接を受ける学生やインターン参加者などへのセクハラ防止も同様でございます。誰もが加害者となり、被害者になる場合もあることは、いつでも起こり得ることでございます。

我が町では早速講習を受けていたと、勉強会を開いたということで、本当によかったと思います。ぜひこれからも人数を多くしていただきたいものだなと思っております。

伝統文化である茶道で、相手を敬う精神で行動していると問題は起きないのではないかなと、そう思います。ぜひ中泊町は、どこよりも心豊かで問題の起きない、心豊かで暮らしやすい町づくりのために頑張ってください。強く希望申し上げて、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（長利 司君） これをもちまして塚本議員の質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（長利 司君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前 11 時 04 分

## 第4回中泊町議会定例会

令和 7年12月 5日（金曜日）

### ○議事日程 第3号

- 1 議案第66号 中泊町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 2 議案第67号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 3 議案第68号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 4 議案第69号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 5 議案第70号 中泊町職員の分限に関する条例の一部改正について
- 6 議案第71号 中泊町公告式条例の一部改正について
- 7 議案第72号 中泊町税条例等の一部改正について
- 8 議案第73号 令和7年度中泊町一般会計補正予算第6号について
- 9 議案第74号 令和7年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号について
- 10 議案第75号 令和7年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号について
- 11 議案第76号 令和7年度中泊町水道事業特別会計補正予算第3号について
- 12 議案第77号 つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更について
- 13 委員会付託

### ○出席議員（13名）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1番 鈴木 長一郎 君  | 2番 田 中 洋 君   |
| 3番 成 田 直 人 君 | 4番 秋 元 隆 君   |
| 5番 塚 本 悦 子 君 | 6番 荒 関 富 雄 君 |

7番	秋田	博君	8番	兵庫	桂蔵君
9番	川山	光則君	10番	青山	雅晴君
11番	沖崎	勲君	12番	野上	憲幸君
13番	長利	司君			

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町長	濱舘豊光君
副町長 兼 総務課長 兼 事務取扱	三上晃瑠君
教育長	鈴木信也君
代表監査委員	外崎良造君
財政課長	木元剛君
総合戦略課長	越野進一君
町民課長	古川明彦君
福祉課長	長谷川朱子君
環境整備課長	鈴木輝文君
農政課長	古川優君
水産商工観光課長	鈴木統生君
小泊支所長	阿部弘喜君
教育課長	田中綾人君
税務会計課長	山中哲哉君
上下水道課長	今芳文君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	長利香代子君
総務課行政係	白川隼君
総務課庶務係	大川朝央君
議会事務局	瓜田雅也君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（長利 司君） ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本日は議案の審議を行います。

◎日程第1 議案第66号

○議長（長利 司君） 日程第1、議案第66号 中泊町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

長谷川福祉課長。

○福祉課長（長谷川朱子君） 議案第66号 中泊町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

提出議案書綴の6ページを御覧ください。

本条例は、児童福祉法の一部改正に伴い、「乳児等通園支援事業」が創設されたことから、同法第34条の16第1項の規定に基づき、当該事業の設備及び運営の基準について定めるため提案するものです。

「乳児等通園支援事業、（通称）こども誰でも通園制度」は、全ての子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、当該事業の設備及び運営の基準について定めることを目的として、国により制度化されたものです。

保育所等に入所していない0歳6ヶ月から満3歳未満の子どもが、保護者の就労条件等を問わず、月一定時間（10時間）までの利用枠の中で柔軟に利用することができます。令和8年度から全ての自治体で実施するものですが、事業を実施するにあたり内閣府令で定められた基準をもとに、円滑に事業を実施するため実施主体となる町が設備や運営に関する基準を定めるものです。

11ページを御覧ください。

条例の主な内容は、第20条において乳児等通園支援事業の区分として、一般型は余裕活用型以外のもので利用定員や設備、職員等を新たに設けるもの、余裕活用型は保育所、認定こども園等を行う事業所において利用定員の範囲内で行うものと定めております。

12ページを御覧ください。

第21条では一般型の設備の基準（面積等）を定め、14ページを御覧ください。

第22条では一般型の職員の基準を定めております。

15ページを御覧ください。

第26条では余裕活用型の設備及び職員の基準を定めております。

この条例は、公布の日から施行し、第23条の規定については、令和8年4月1日から施行するものです。

以上、議案第66号 中泊町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての説明といたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第67号から日程第4 議案第69号まで

○議長（長利 司君） 日程第2、議案第67号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから日程第4、議案第69号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの3議案を、関連がありますので、一括議題として説明、質疑を行い、討

論、採決については議案ごとに行います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 本案について副町長に説明を求めます。

三上副町長。

○副町長(三上晃瑠君) 議案第67号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第68号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第69号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正についてを一括してご説明申し上げます。

提出議案書綴の17ページを御覧ください。

今回の改正は、青森県人事委員会が行った「令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告」を受け、給与改定を行うこととした青森県及び県内市町村の動向に鑑み、議会議員、特別職の期末手当の支給割合及び職員の給料月額並びに通勤手当、期末手当及び勤勉手当の額等を改定するなど、所要の改正を行うため、提案するものであります。

条例の改正内容につきましては、「条例等新旧対照表」によりご説明いたします。

新旧対照表の3ページを御覧ください。

議案第67号の第1条関係では、議員の期末手当を現行12月期の支給割合を0.1月分引き上げ、「100分の170」を「100分の180」に改めるものです。

第2条関係では、6月期と12月期が均等になるよう0.05月分ずつ配分し、「100分の180」を「100分の175」に改めるものです。

4ページを御覧ください。

議案第68号の第1条関係では、特別職の期末手当を現行12月期の支給割合を0.1月分引き上げ、「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の180」に改めるものです。

第2条関係では、6月期と12月期が均等になるよう0.05月分ずつ配分し、「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の180」を「100分の175」に改めるものです。

ただいまご説明いたしました二つの条例は、公布の日から施行し、

令和7年12月1日から適用するものです。

ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行することといたしております。

5ページを御覧ください。

議案第69号の第1条関係では、期末手当の支給割合について、第19条第2項で職員の現行の12月期を0.025月分引き上げ「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項で定年前再任用短時間勤務職員の現行の12月期を0.025月分引き上げ「100分の70」を「100分の72.5」に改めます。

勤勉手当の支給割合については、第19条の4第2項第1号で職員の現行の12月期を0.075月分引き上げ「100分の102.5」を「100分の110」に改め、同項第2号では、定年前再任用短時間勤務職員の現行の12月期を0.025月分引き上げ「100分の50」を「100分の52.5」に改めるものです。

改正給料表は若年層に重点を置きつつ全職員を対象に引き上げるものです。

この改正は、本年4月1日に遡って適用することとしています。

6ページを御覧ください。

第2条関係では、月5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設するものです。

7ページを御覧ください。

また、期末・勤勉手当における今回の引き上げ分を6月期と12月期に均等に配分するよう改めるもので、期末手当の支給割合は、第19条第2項で職員を「100分の126.25」に、同条第3項で定年前再任用短時間勤務職員を「100分の71.25」に改めます。

勤勉手当の支給割合は、第19条の4第2項第1号で職員を「100分の106.25」に、同項第2号で定年前再任用短時間勤務職員を「100分の51.25」に改めるものです。

この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用するものです。

ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行することといたしております。

以上、議案第67号から議案第69号までの三議案についての説明

といたします。

- 議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
議案第67号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第68号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
議案第68号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第69号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
議案第69号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第70号

○議長（長利 司君） 日程第5、議案第70号 中泊町職員の分限に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について副町長に説明を求めます。

三上副町長。

○副町長（三上晃瑠君） 議案第70号 中泊町職員の分限に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書綴りの38ページを御覧ください。

今回の改正は、職員の分限休業に関し、休職期間が3年を超えた場合の取扱い及び復職後に再度休職した場合の期間通算の取扱いを明確にするため、所要の整備を行うものであります。

条例の改正内容につきましては、「条例等新旧対照表」により説明いたします。

新旧対照表の8ページを御覧ください。

第5条第1項ただし書に、休職期間の範囲について、休職期間が3年を超える場合であっても、任命権者が特に必要と認めるときは、一定期間延長できる規定を追加するものです。悪性新生物など、長期療養を要する職員に対し適切な支援を可能とするものであります。

第3項は、期間通算の取扱いの規定を新たに追加するものです。

職員が復職後180日以内に、同一疾病により再度休職となった場合には、初回の休職期間及び復職から再休職までの経過期間を通算して取り扱う内容となっております。

なお、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上、議案第70号 中泊町職員の分限に関する条例の一部改正についての説明といたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第71号

○議長(長利 司君) 日程第6、議案第71号 中泊町公告式条例の一部改正についてを議題にします。

本案について副町長に説明を求めます。

三上副町長。

○副町長(三上晃瑠君) 議案第71号 中泊町公告式条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書綴りの40ページを御覧ください。

この改正は、現在、町内に6箇所設置されてある地方自治法第16条第4項の規定に基づく掲示場の数の見直しをするものであります。

条例の改正内容につきましては、条例等新旧対照表により説明いたします。

新旧対照表の9ページを御覧ください。

大字富野字千歳188番地7の武田公民館前、大字薄市字飛石29番地17の内潟公民館前、大字下前207番地2のすくすく下前館前、大字折戸51番地12の折戸町内中央通の掲示場を廃止し、大字中里字紅葉坂209番地の役場本庁舎前と大字小泊字小泊488番地の小泊支所前の掲示場に、公文書等の紙媒体による公告の貼り出しを集約するものであります。

以上、議案第71号 中泊町公告式条例の一部改正についての説明といたします。

○議長(長利 司君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第71号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第72号

○議長（長利 司君） 日程第7、議案第72号 中泊町税条例等の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中税務会計課長。

○税務会計課長（山中哲哉君） 議案第72号 中泊町税条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

本改正条例は、地方税法の一部改正に伴い、町税条例の一部を改正するものであります。

改正内容について、条例等新旧対照表でご説明いたしますので、条例等新旧対照表の10ページを御覧願います。

第18条につきましては、公示送達に掲示場による公示に加え、インターネット等を用いる方法を追加することに伴い、条文の整備をするものであります。

中段同条の3においては、第18条の改正に伴い、条文の整備をするものであります。

なお、この規定の改正は、令和8年1月1日施行であります。

ページ下段の第34条の2から12ページの第36条の3の3につきましては、町民税に係る大学生年代（19歳以上23歳未満）の親族等に関する特別控除である特定親族特別控除を創設し、控除対象となる親族等の所得要件により、扶養する者が段階的に控除を受けられることに伴う改正であり、第34条の2で、控除すべき金額について特定親族特別控除額（19歳以上23歳未満等の要件を満たす方）を追加するものであります。

11ページを御覧ください。

第36条の2で、特定親族特別控除の創設に伴う町民税申告義務に係る規定を追加するものであります。

12ページを御覧ください。

第36条の3の2第1項第3号においては、給与所得者の扶養親族等申告に、特定親族を追加するものであります。

第36条の3の3においては、13ページを御覧ください。公的年金受給者の扶養親族等の申告に特定親族を追加することに伴い、条文の整備をするものであります。

なお、この規定の改正は、令和8年1月1日施行であります。

ページ中段の附則、第16条の2の2につきましては、加熱たばこに係る町たばこ税の課税方式を重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本として課税する仕組みとすることに伴い、条文の整備をするものであります。

なお、この規定の改正は令和8年4月1日施行であります。

以上、議案第72号 中泊町税条例等の一部改正についてご説明いたしました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第72号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第73号

○議長（長利 司君） 日程第8、議案第73号 令和7年度中泊町一般会計補正予算第6号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

木元財政課長。

○財政課長（木元 剛君） 議案第73号 令和7年度中泊町一般会計補正予算第6号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,781万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億7,903万5,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の主なものについて、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

最初に歳出についてご説明いたします。

なお、第1款議会費から第10款教育費までの各費目において、2節給料から4節共済費及び18節負担金、補助及び交付金に、それぞれ給与改定に伴う人件費補正について所要額を計上しておりますが、款項を追っての説明は省略させていただきます。

13ページを御覧ください。

3、歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第6目企画費、12節委託料に、公共施設照明設備のLED化工事に向けた設計費用として、公共施設LED照明設備工事設計業務495万円を計上いたしております。

18節負担金、補助及び交付金に、物価高騰対策としてポイント還元事業500万円を計上しております。

22節償還金、利子及び割引料に、令和6年度に実施した物価高騰対策関連交付金の返還分として、国庫支出金過年度分返還金630万1,000円を計上しております。

16ページを御覧ください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第6目障害者福祉費、19節扶助費に、障害者自立支援給付事業2,227万7,000円を計上しております。

17ページを御覧ください。

第2項児童福祉費、第3目子ども・子育て支援事業費、19節扶助費に、町内こども園の施設型給付費606万円を計上しております。

21ページを御覧ください。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工費、18節負担金、補助

及び交付金に、ビジネスプランコンテスト入賞者が行う、起業・創業に対する支援として、起業・創業チャレンジ600万円を計上しております。

22ページを御覧ください。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、第2目道路新設改良費、14節工事請負費に、町道3号線の他5路線の改良費用として、道路新設改良等工事4,174万5,000円を計上しております。

第9款消防費、第1項消防費、第5目災害対策費、14節工事請負費に、老朽危険空家解体工事975万7,000円を計上しております。薄市地区の危険空き家の解体経費であります。

次のページを御覧ください。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、12節委託料に、校務用ネットワーク環境更新業務1,100万円を計上しております。

次に歳入の主なものについてご説明いたします。

9ページを御覧ください。

2、歳入では、歳出との関連において、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金に、障害者自立支援給付費負担金1,113万9,000円、2節児童福祉費負担金に、子どものための教育・保育給付交付金353万4,000円を計上し、第15款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金に、障害者自立支援給付費負担金556万9,000円を計上し、11ページを御覧ください。

第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として9,189万8,000円を計上し、第20款諸収入、第4項雑入、第1目雑入、8節消防費雑入に、老朽危険空家解体工事に係る行政代執行費用徴収金975万7,000円を計上し、第21款町債、第1項町債、第3目土木債から第6目総務債まで、合計4,720万円を計上しております。

続きまして、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正についてご説明いたします。

5ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費では、校務用パソコンのネットワーク環境を更

新する学校 I C T 整備事業について、年度内にその支出が終わらない見込みであることから、翌年度に繰り越して使用するため設定するものであります。

第 3 表、債務負担行為補正、1、追加では、令和 8 年度に実施予定の公設塾運営事業について、今年度に契約行為をするため、限度額 1,489 万 2,000 円で追加設定し、2、廃止では、町民バス及び防犯カメラリース料の 2 事項について、廃止するものであります。

6 ページを御覧ください。

第 4 表、地方債補正では、地域の見守り活動推進事業及び公共施設 L E D 照明改修事業を追加設定し、町道整備事業について増額変更するものであります。

以上、令和 7 年度中泊町一般会計補正予算第 6 号についてご説明申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1 2 番。

○1 2 番（野上憲幸君） 今の補正予算の中身で、L E D への切替えの中身のいわゆる設計調査費が出ているわけです。440 万と高額ですけども、最終的にどのぐらいの……設計の中身で出てこなければ分かりませんが、予算的にはどのぐらいの予想をしているものですか。

○議長（長利 司君） 越野総合戦略課長。

○総合戦略課長（越野進一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、もちろん正確なところは、この設計で出てこなければ分かりませんが、対象施設 30 施設ございましたので、ある程度 1 億を超える額ということが想定されます。

以上になります。

○議長（長利 司君） 野上議員。

○1 2 番（野上憲幸君） 公共施設であれば、いずれは今の蛍光灯の中身自体がもう生産していないということで理解をするわけですけども、例えば今、集落管理している集会所とかあるわけです。これは、いわゆる公民館等の統廃合があっても、絶対残るところもあるのです。そういうところは考えていないのですか。

○議長（長利 司君） 越野総合戦略課長。

○総合戦略課長（越野進一君） 先日の議員説明会で少し資料を用いて説明させていただきましたが、この資料の中には細かい集会施設というところの予定は、協議した結果、そこは随時対応していく場所ということで財政課と協議をいたしております。ですので、この設計の中には今現在その集会施設については入っていない状況となります。

以上です。

○議長（長利 司君） 野上議員。

○12番（野上憲幸君） それはそれとして、後ほどの対応ということで、それはいいのですけれども、この中に例えば、別に重箱の隅をつつくわけではないのですけれども、例えばこれから廃施設になるところがあるのです。例えば内潟の公民館とか富野の公民館とか、いろいろそういう使わなくなったところも計上してあるのですよね。こういうのも最終的には無用なことになるのでしょうか、これは。随時点灯しなくなったものは、その中身で最低限の取替えでそれは対応できると思うのです。そういうものを全部今の中身で、いわゆる設計屋に出してしまうと、そのまま発注することにもなりかねないわけです。そういうことは、ちゃんと管理してやるのですか。

○議長（長利 司君） 越野総合戦略課長。

○総合戦略課長（越野進一君） ただいまのご質問ですけれども、財政課と当課と一緒に各課からのヒアリングをさせていただきまして、1年ぐらいかけて各課から積み上げたものをまたちょっと精査してきて、このような形で進めようというところでございます。

以上です。

○議長（長利 司君） 野上議員。

○12番（野上憲幸君） そういうことを考えれば、無用なことはちゃんとしっかり確認しながらやると。いろいろ工事なんかでも自分たちの中身が落ち度があってもなかなか認めたくないというのが、そこにいる参与の方々でもあるわけでありますので、しっかり精査しながらやるように気をつけたらいいのではないかと思います。

以上です。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

3番、成田議員。

○3番（成田直人君） 歳入の11ページのほうなのですが、いわゆる町債の

土木費の関係を質問したいと思えますけれども、町道整備事業ということで6,500万、それこそ道路ストック改善事業ということで町道1号ほかとありますけれども、先ほどの説明によれば、町道3号と5号の改修事業をするということであるわけなのですからけれども、逆に1号ほかの三角印については、やらないということだと理解しておりますけれども、その点についてはどういうふうなことなのでしょう。

○議長（長利 司君） 木元財政課長。

○財政課長（木元 剛君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この部分については、当初予算で2,500万円、道路ストック改善事業という名称で計上していたのですが、これを町道整備事業に名称を変更して、2,500万円プラス今補正予算に歳出として4,100万円ほど工事請負費を計上したのですけれども、その4,000万円と足して6,600万円として今回修正して計上したというものでございます。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

11番、沖崎議員。

○11番（沖崎 勲君） 私から宮越家についてであります。本案については補正については賛成するものでもあります。宮越家が最近随分テレビとか新聞をにぎわせている。特に今アメリカとイギリスだか、大阪でやるのだと。東京でやって、大阪でやるのか。そして、最後にはパルナスでやることはないのだか、そこから先に。

○議長（長利 司君） 田中教育課長。

○教育課長（田中綾人君） ただいまの質問にお答えいたします。

パルナスに本物を持ってくるという計画は、今のところございません。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 沖崎議員。

○11番（沖崎 勲君） ただ、私が言いたいのは、今までいろいろ関わってきたのがあるわけだ。ある部分というか、職員もだけれども、ボランティアの人たち、見たいと、東京、大阪を見たいと。大分お金がかかるわけだ。町としてもボランティアやったし、もちろん今の話ではないけれども、パルナスに持ってくるわけにはいかないのだろうけれども、見せに行くと。幾らか町のほうでも、全額でなくても予算化して

ほしいなど。議員たちも、私はあんまりああいうの好きでないので駄目だけれども、行きたい人があるかと思しますので、答弁はいいです、要望しておきます、何とかその点を。

○議長（長利 司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第73号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第74号

○議長（長利 司君） 日程第9、議案第74号 令和7年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

古川町民課長。

○町民課長（古川明彦君） 議案第74号 令和7年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてご説明いたします。

事業勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ44万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、14億4,126万3,000円とするものであります。

診療施設勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ175万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、1億6,583万3,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正の主なものについて、歳入歳出補正予算事項別明細書により、事業勘定の歳出からご説明いたします。

6ページを御覧ください。

3、歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費に、給与改定に伴う職員人件費分として、2節給料から18節負担金、補助及び交付金まで、合計44万7,000円を計上しております。

次に歳入について、ご説明いたします。

5ページにお戻り願います。

2、歳入、第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金に、職員給与費等繰入金44万7,000円を計上しております。

以上で、事業勘定の説明を終わります。

続きまして、診療施設勘定について、歳出からご説明いたします。

9ページを御覧ください。

3、歳出、第1款総務費、第1項医療施設管理費、第1目一般管理費に、給与改定に伴う職員人件費分として、2節給料から4節共済費及び18節負担金、補助及び交付金に、合計87万7,000円を計上し、10節需用費に、診療所内エアコン修繕及び玄関ポーチ階段手摺設置費等、52万5,000円を計上しております。

第2項歯科施設管理費、第1目一般管理費に、給与改定に伴う職員人件費分として、2節給料から18節負担金、補助及び交付金まで、合計35万7,000円を計上しております。

次に歳入について、ご説明いたします。

8ページにお戻り願います。

2、歳入、第1款診療収入、第1項医科外来収入、第3目後期高齢者医療診療報酬収入に、歳出の関連により、175万9,000円を計上しております。

以上、議案第74号 令和7年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第74号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第75号

○議長(長利 司君) 日程第10、議案第75号 令和7年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

長谷川福祉課長。

○福祉課長(長谷川朱子君) 議案第75号 令和7年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,216万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,704万4,000円とするものです。

歳入歳出予算の主な補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明いたします。

最初に歳出についてご説明いたします。

9ページを御覧ください。

3、歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、2節給料から4節共済費及び18節負担金、補助及び交付金まで、合計107万5,000円を給与改定等に伴う職員人件費として計上しております。12節委託料では、令和7年度税制改正に伴うシステム改修費として67万6,000円を計上しております。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目介護サービス給付費、18節負担金、補助及び交付金に、6,021万4,000円を計上しております。

10ページを御覧ください。

第3款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費、第1目介護予防・生活支援サービス事業費、18節負担金、補助及び交付金に、774万1,000円を計上し、第2目介護予防ケアマネ

ジメント事業費、18節負担金、補助及び交付金に、157万2,000円を計上しております。

次に歳入の主なものについてご説明いたします。

6ページにお戻り願います。

2、歳入では、歳出との関連において、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金に1,044万8,000円を計上し、第2項国庫補助金、第1目調整交付金から第6目介護保険事業費補助金まで、合計で2,194万1,000円を計上しております。

7ページを御覧ください。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金に1,645万6,000円を計上し、第2目地域支援事業支援交付金に253万1,000円を計上しております。

第5款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金に936万円を計上し、第2項県補助金、第1目地域支援事業交付金に117万3,000円を計上しております。

8ページを御覧ください。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目介護給付費繰入金から第4目地域支援事業繰入金までの合計で、1,024万2,000円を計上しております。

以上、議案第75号 令和7年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第75号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第76号

○議長（長利 司君） 日程第11、議案第76号 令和7年度中泊町水道事業特別会計補正予算第3号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

今上下水道課長。

○上下水道課長（今 芳文君） 議案第76号 令和7年度中泊町水道事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

収益的支出の既決予算額に160万4,000円追加し、予算総額を3億241万6,000円とするものです。

2ページをお開き願います。補正予算実施計画説明書によりご説明いたします。

それでは、収益的支出についてご説明いたします。

第1款水道事業費用、第1項営業費用、第4目総係費で、1節及び2節、3節、5節、28節にそれぞれ給与改定に伴う職員人件費として、合計160万4,000円を計上いたしております。

以上、議案第76号 令和7年度中泊町水道事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第76号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第77号

○議長（長利 司君） 日程第12、議案第77号 つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更についてを議題にします。

本案について副町長に説明を求めます。

三上副町長。

○副町長（三上晃瑠君） 議案第77号 つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更について、ご説明申し上げます。

提出議案書綴りの47ページから48ページを御覧ください。

規約第4条第1項第6号カに「ごみの収集運搬又は処分を業とする者に係る廃掃法第7条の許可に関する事務」を追加すること等により、これまで構成市町が個別に行っていた「ごみの収集運搬または処分を業とする者に係る許可」に関する事務を広域連合が一括処理し、圏域内の事業運営の統一を図るため、つがる西北五広域連合の処理する事務及びつがる西北五広域連合規約を変更するものであります。

以上、議案第77号 つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更についての説明といたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第77号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 委員会付託

○議長（長利 司君） 日程第13、委員会付託を議題にします。

お諮りします。次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。中泊町議会総務文教常任委員会及び産業福祉常任委員会委員長から会議規則第75条の規定により、各常任委員会が所管する事項について、閉会中の継続調査としての申出がありました。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（長利 司君） 今定例会に上程されました全議案について長時間にわたり慎重にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和7年第4回中泊町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時57分

上記会議のてん末を記載しその相違ないことを証するため  
ここに署名する。

議長 長利 司

副議長 秋元 隆

署名議員 神崎 勉

署名議員 野上 恩幸